

入 札 説 明 書

本件に係る入札等については、大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計規程（以下「会計規程」という。）、大学共同利用機関法人自然科学研究機構契約実施規則（以下「契約実施規則」という。）及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公 告 日 令和5年11月10日（金）

2. 契 約 者 大学共同利用機関法人自然科学研究機構 機構長 川合 眞紀

3. 担 当 部 署

〒444-8585 愛知県岡崎市明大寺町字西郷中38

大学共同利用機関法人 自然科学研究機構

岡崎統合事務センター 財務部施設課施設管理係

電話 0564-55-7165 FAX 0564-55-7169

4. 業 務 概 要 等

- (1) 業 務 名 自然科学研究機構（山手）山手1号館A改修構造設計業務
- (2) 敷地場所 愛知県岡崎市明大寺町字東山5-1 自然科学研究機構山手地区構内
- (3) 業務概要 自然科学研究機構山手1号館A東（RC5 延べ床面積4,674㎡）の改修に係る構造設計業務。
- (4) 履行期限 令和6年3月29日（金）まで。
- (5) 本業務においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ<<http://portal.ebid02.mext.go.jp/top/>>の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、自然科学研究機構岡崎統合事務センター財務部施設課施設管理係に承諾願（様式自由）を下記6（1）①に掲げる日までに提出して行うものとする（持参または郵送（書留又は配達証明に限る。提出期限必着。））。

5. 競 争 参 加 資 格

- (1) 契約実施規則第3条に規定する資格制限事由に該当しないこと。
- (2) 文部科学省における令和5・6年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加資格の業務区分において建築関係設計・施工管理業務の有資格業者として登録されている者であること（会社更生法（平成14年 法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年 法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加者資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。
 - ① 一級建築士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。

なお、「これと同等以上の資格を有するもの」とは、次の者をいう。

・技術士（建設部門）の資格を有するもの。

- ② 配置予定の管理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (6) 平成20年度以降に完成・引渡し完了した鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の教育・研究施設、病院の新築又は改修に係る構造設計を含む設計業務を行った実績を有すること。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号 文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2）に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号）に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項）に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号）に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2）に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号）に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号）に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項）に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条）に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項）に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項）に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- ③ その他の入札の適正さが阻害される場合組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。
- ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- (ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
- (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
- (ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- ③ 「当該状態が継続している者」については、該事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

6. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記5. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記5. (2) の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記5. (1) 及び(3) から(9) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において、上記5. (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において、上記5. (2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：令和5年11月10日（金）10時00分から
令和5年11月27日（月）15時00分まで。
- ② 提出場所：上記3. に同じ。
- ③ 提出方法：申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参または郵送（書留郵便等の配達記録が

残るものに限る。提出期間内必着。)により行うものとする(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

電子入札における申請書の受付票は、申請書及び資料の受信を確認したものであり申請書及び資料の内容を確認したものではない。

- (2) 資料は、別冊技術資料作成要領(以下、「作成要領」という。)に従い作成すること。
- (3) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和5年12月4日(月)までに電子入札システム(紙により申請した場合は、郵送)により通知する。
- (4) その他
 - ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 発注者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - ④ 提出期限以降における申請書または資料の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先は上記3.に同じ。

7. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対してその理由について、次により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限：令和5年12月11日(月)17時00分
 - ② 提出先：上記3.に同じ
 - ③ 提出方法：書面を持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)することにより提出するものとする。
- (2) 発注者は、説明を求められたときは、令和5年12月18日(月)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。
- (3) 発注者が(1)により説明を求められた際には、開札日を延期することがある。この場合、その旨を参加者に対し周知する。

8. 入札説明書等に対する質問

- (1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い書面(様式は自由)により提出すること。
 - ① 提出期間：令和5年11月10日(金)から令和5年12月11日(月)まで。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)持参する場合は、上記期間の9時00分から17時00分までに行うこと。
 - ② 提出場所：上記3.に同じ。
 - ③ 提出方法：書面を持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)することにより提出するものとする。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり上記3に示す担当部署において閲覧に供する。
 - ① 期間：令和5年12月15日(金)から令和5年12月19日(火)まで。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の9時00分から17時00分まで。

9. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札期限 令和5年12月18日(月)10時00分から

令和5年12月19日（火）15時00分まで

- (2) 入札場所 愛知県岡崎市明大寺町字西郷中38
自然科学研究機構岡崎統合事務センター事務センター棟2階施設課
(電子入札システム)
- (3) 開札日時 令和5年12月20日（水）10時00分
- (4) 開札場所 入札場所に同じ
- (5) その他 紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行った者は、上記場所で開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、契約事務責任者により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

10. 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式による入札参加を承認され、紙入札方式により入札を行うものは、上記3に持参すること。郵送または電送（ファクシミリ）による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

11. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。ただし、落札者が契約の締結をしないときは、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を大学共同利用機関法人自然科学研究機構に支払わなければならない。
- (2) 契約保証金 納付。ただし、有価証券の提供又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

12. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

13. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書または資料に虚偽の記載をした者による入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争参加者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記5. に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

14. 落札者の決定方法

契約実施規則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

15. 配置予定管理技術者の確認

落札者決定後、配置予定の管理技術者の資格の有無について事実との相違が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等きわめて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記5. (5) に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

16. 契約書作成の可否等

別冊契約書(案)により、契約書を作成するものとする。

17. 支払条件

請負代金は、受注者からの適法な支払請求書に基づき1回に支払うものとする。

18. 再苦情申立て

発注者からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記7. (2) の回答を受けた日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に書面により発注者に対して再苦情の申し立てを行うことが出来る。当該再苦情申立については、文部科学省入札監視委員会が審議を行う。

- ① 提出期間：令和5年12月18日(月)から令和5年12月27日(水)まで。
当該書面を持参する場合は、上記期間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の9時00分から17時00分までに行うこと。
- ② 提出場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先は、上記3. に同じ。

19. 関連情報を入手するための照会窓口

上記3に同じ。

20. 手続における交渉の有無 無

21. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争参加者心得及び別冊契約書案を熟読し、競争参加者心得を遵守すること。
- (3) 申請書または資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止を行うことがある。
- (4) 現場説明会は行わない。
- (5) 第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から

- 30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。
開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。
- (6) 落札となるべき同じ価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。
- (7) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
- ① システム操作・接続確認等の問合せ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：0570-001184
 - ② ICカードの不具合等発生等の問合せ先
取得しているICカードの認証機関
ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記3に連絡すること。
- (10) 本入札および業務に関する訴えの管轄は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構事務局の所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。